

和歌山県ボランティアサロン利用要領

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会

1. 目的

和歌山県ボランティアセンターでは、ボランティア活動を支援するために、また、あらゆる地域の住民が集い、ボランティア、地域づくり、福祉等の活動について学び、意見や情報を収集・交換できるボランティア活動の拠点として、ボランティアサロン（和歌山県ボランティア連絡協議会運営）を開設し、ミーティング会場や印刷機材等の利用、貸出を行います。

2. 利用できる団体（登録制）

- (1) ボランティア活動を目的に結成されたグループで、「和歌山県ボランティア連絡協議会入会申込書」により和歌山県ボランティア連絡協議会に入会の団体。
- (2) その他、和歌山県ボランティアセンターが認めた団体
- (3) 利用にあたっては、自グループの活動のほか、広く住民を対象にした講座や研修等を開催し、ボランティアリーダー等の育成、ボランティア活動への支援や相談、情報の収集・発信を行うこととします。
また、サロン利用者により事業を企画し、市町村で活動するボランティアグループ等との交流を図ります。
- (4) 登録の有効期間は、当該年度とします。

3. 利用できる施設・設備、料金

ボランティアサロン（会議机、椅子）	300円（会場使用料）
リソグラフ（輪転機）	原稿1枚につき50円
大量の印刷に便利です。用紙は各自持ち込む。	
ロッカー	無料
使用中は100円必要。利用者多数の場合は調整。 グループの私物はグループロッカーに収まる量とし、それ以外の私物を置かないように。	
点字プリンター	無料
用紙は各自持ち込む。（ボランティアセンターの用紙利用する場合、1枚につき4円）	
ポスタープリンター	有料
原稿A4サイズを基本として拡大（A4以下の原稿は使用できません） A2（1枚につき50円） A1（1枚につき100円） B1（1枚につき150円） 915mm（1枚につき200円）	
冷蔵庫	無料
冷蔵庫内のものは、その日のうちに必ず持ち帰りください。	

※他グループがサロンで活動を行っている場合、譲り合い利用をお願いします。

4. 開設時間

月曜から日曜日 9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0

※年始・年末、その他特別に定める日は利用することができません。

5. 利用手続き、利用の流れ

- (1) サロンを利用する団体は、利用日の前月 15 日までに県ボランティアセンターに連絡し、予約してください。
- (2) 上記以外の利用申込みについては県ボランティアセンターで調整とします。
- (3) 県ボランティアセンター事務所の休館日（土・日曜、祝日）及び平日の夜間（17 : 00 以降）においてご利用等の場合には、利用者自己責任のもと入室ください。
 - ①原則、事前申込です。クリアファイルに入れている封筒に、サロン料金を入れ、「領収書」の受け取りをお願いします。参加者人数等、カウンター上に設置している用紙に記入してください。
 - ②急なご利用の場合。サロン利用状況をご確認ください。
他の団体が会場使用されている場合等は、互いの了解を得て使用するよう願います。
参加者人数等、カウンター上に設置している用紙に記入してください。利用料が発生した場合は、後日、利用料金を支払ってください。領収書を発行します。
- (4) サロンは防災・防犯のためセコムセキュリティで管理しています。
平日、サロンの鍵の開閉とセコムの解除・作動は県ボランティアセンターで行います。
 - ①ボランティアセンター事務所の休館時（土・日曜、祝日）及び平日の夜間（17 : 00 以降）は、ビッグ愛 1 階キーボックスに保管している鍵で利用者により行います。
※鍵の開閉に必要な「セキュリティカード」は、「貸与申込書」により各グループに貸与します。
「サロンキー・セキュリティカード貸出表」により管理します。
 - ②サロン入室時、セコムセキュリティが作動します。「セコムカード」で解除します。
「セコムカード」はサロンにあります。サロン利用者で共有するカードです。
※鍵の開閉、セコムセキュリティの操作手順は貸与申込時に「ボランティアサロン「鍵の開閉」「セコムセキュリティ」の操作手順」をお渡しし、説明します。
- (5) 活動後、サロンを元の状態に戻し、収納、清掃消毒等片付け（照明、エアコン、施錠）を行ってください。各使用料支払いは、県ボランティアセンター事務所までお願いします。

※県ボランティアセンター事務所の休館日（土・日曜、祝日）及び平日の夜間（17 : 00 以降）のご利用は、原則、予め利用の予約をお願いします。

※設備、備品を損傷したときは、直ちにお申し出ください。

※サロンは禁煙です。危険な、また、他人に迷惑のかかる等の行為はご遠慮ください。